

# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

- 田原泰雅 金融庁総務企画局企業開示課長
- 大谷 潤 金融庁総務企画局企業開示課開示企画調整官
- 小川恵輔 前金融庁総務企画局企業開示課課長補佐
- 善家啓文 金融庁総務企画局企業開示課専門官
- 羽深宏樹 弁護士（前金融庁総務企画局企業開示課専門官）
- 浜田 宰 弁護士（前金融庁総務企画局企業開示課専門官）
- 林 雄亮 金融庁総務企画局企業開示課専門官

## 一 はじめに

平成二八年四月一八日、金融庁の金融審議会に設置された「ディスクロージャーワーキング・グループ」（座長・神田秀樹学習院大学院法務研究科教授。以下「本WG」という）においてとりまとめられた、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告——建設的な対話の促進に向けて——」（以下「本報告書」という）が公表された。

企業の経営環境の変化や経営上の課題の複雑化・多様化等を背景として、企業と株主・投資

者との間で、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた建設的な対話の必要性が高まっている。企業情報の開示はそのような建設的な対話の基盤となるものであることから、本WGでは、建設的な対話を促進するため、投資者が必要とする情報の効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等について幅広く検討が行われた。本報告書はその検討結果をとりまとめたものである。

今後、関係者において本報告書の提言の実現に向けた取組みが進められる。本稿では、本報告書および今後の取組みの内容に係る理解の一助となることを期待して、本報告書の概要等に

## 目次

- 一 はじめに
- 二 建設的な対話の促進に向けた開示のあり方
  - 1 基本的な考え方
  - 2 開示内容の整理・共通化・合理化
  - 3 対話の促進に向けた開示の日程・手続のあり方
- 三 非財務情報の開示の充実
- 四 その他の提言
  - 1 単体財務諸表におけるIFRSの任意適用
  - 2 情報の公平・公正な開示についてのルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）
  - 3 中長期的な視点からの投資判断
- 五 おわりに

ついでの解説を試みることにしたい。なお、本稿において意見にわたる部分は、いずれも筆者らの個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

## 二 建設的な対話の促進に向けた開示のあり方

### 1 基本的な考え方

現在、わが国の企業情報の開示に関しては、証券取引所上場規則（以下「取引所規則」という）・会社法・金融商品取引法に基づく三つの

制度が整備されている。こうした制度開示に係る年度の實務をみると、多くの企業が、事業年度末後の早い時期に、取引所規則に基づき、比較的詳細な情報を記載した決算短信を公表した後、株主総会の三週間程度前に会社法に基づく事業報告・計算書類を提供し、株主総会後に金融商品取引法に基づく有価証券報告書を開示している。

このようなわが国の現状に対しては、①株主に対する情報提供を充実する観点から株主総会の開催前に有価証券報告書を開示すべきである、②必要があれば株主総会の開催日を七月に遅らせるなど、株主が十分な議案の検討期間を確保できるように株主総会の日程を設定すべきである、③決算短信の記載内容が多いことからその記載内容を合理化すべきであるなどの指摘がある。

こうした指摘を踏まえて、本報告書では、企業と株主・投資者との対話を充実させていくという要請に鑑み、欧米の制度や實務（注一）も参考に現在の開示制度等を見直していくことが必要とされている。具体的には、その目指すべき方向性として、制度の目的を踏まえながら開示内容を整理・共通化・合理化し、自由度を高めることで、投資者にとってよりわかりやすく効果的・効率的な開示が実施されるとともに、対話に資する情報がより適時に開示されることが重要であるとされている。また、このような

取組みの結果、上場会社の開示に関する現行の實務や慣行がより建設的な対話を促進する方向で見直され、たとえば、有価証券報告書と株主総会資料が共通の内容で、あるいは一体的な書類として、株主総会までに十分な期間を置いて開示される實務が増加し、より早期かつ充実した企業情報が株主・投資者に提供されるよう、金融庁、法務省、日本経済団体連合会（以下「経団連」という）等の関係者において継続的な取組みを行っていくことが望まれるとも提言されている。

この継続的な取組みに関して、平成二八年六月二日に閣議決定された「日本再興戦略二〇一六」においては、企業と投資者との対話を促進する観点から、関係省庁および東京証券取引所（以下「東証」という）が共同して制度・省庁横断的な検討を行い、二〇一九年前半を用途として、国際的にみて最も効果的かつ効率的な開示の実現および株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指し、以下の総合的な検討および取組みを進めることとされている。

・ 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示ならびにそれに関連する年度の決算短信や監査報告のあり方について、関係省庁、東証および建設的な対話に積極的な企業を交えて、制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え

方等を整理し、開示内容のさらなる制度的な共通化が可能な項目があれば、必要な作業内容と期限を含め、具体的な共通化の進め方について、本年度中に結論を得る。

・ 四半期開示について、国際的な状況や議論を踏まえ、東証による決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析と今後の必要な改善点等の把握を本年中より順次開始する。

・ 企業による一体的な開示を促進し、かつ、当該一体的な報告が株主総会よりも前に十分な時間的余裕をもって開示できるようにすることで投資者の議案検討期間の確保や企業との対話を促進する観点から、企業が株主総会の日程や基準日を欧米諸国の状況と比較しても合理的かつ適切に設定するための総合的な環境整備の取組みを進める。

## 2 開示内容の整理・共通化・合理化

(1) 整理・共通化・合理化についての考え方  
本報告書では、前記1の考え方にに基づき、制度開示の開示内容について、より効果的・効率的な開示が行われるよう、開示に係る自由度を向上させるため、①各開示書類の目的・役割を踏まえて記載内容を整理し、②事業報告・計算書類と有価証券報告書について、同種の項目・内容の記載を共通化できるようにし、③各開示

書類について、内容が重複・過重であるものは合理化するとともに、これらに併せて、対話に資する企業情報の開示の充実を図ることが提言されている。

## (2) 具体的に見直しの方向性

### ① 決算短信・四半期決算短信

決算短信および四半期決算短信（以下「決算短信等」という）については、速報としての性格に比して作成・公表の事務負担が過重となっているなどの指摘があるため、投資者の投資判断に重要な情報を迅速かつ公平に提供するものであるとの目的・役割により即し、より効果的・効率的な開示が行われるよう、次のような整理・合理化を行うことが提言されている（注二）。

#### ア 監査および四半期レビューが不要であること

決算短信については、決算の内容が定まっているにもかかわらず決算短信が公表されていない場合も多いとの指摘がある。また、四半期決算短信については、開示日程の近接性に鑑みて四半期報告書と一本化すべきとの指摘がある一方、開示日程が近接しているのは、四半期レビューによる確認を待っているためであり、むしろ、速報性の要求される四半期決算短信の早期提出を促すべきとの指摘もある。

そこで、決算短信等の意義が速報性にあることを再確認し、公表前に監査および四半期レ

ビューが終了している必要はないことを改めて明確にする。

#### イ 速報性に着目した記載内容の削減による合理化

早期提出を促す観点から、決算短信等では速報性が求められる項目のみを開示し、速報性がそれほど求められない項目については、有価証券報告書および四半期報告書で記載することとすべきであり、たとえば、現在、決算短信に記載している経営方針について、有価証券報告書に記載する。

#### ウ 要請事項の限定等による自由度の向上

決算短信等の意義が速報性にあることに鑑みて、その内容について可能な限り自由度を高めるため、証券取引所が決算短信等への記載を要請する事項をサマリー情報、経営成績・財政状態・今後の見通しの概況（決算短信のみ）（注三）ならびに連結財務諸表（四半期決算短信については、四半期連結財務諸表。以下、ウにおいて同じ）および主な注記（注四）に限定し、また、その他は企業が任意に記載できることとすることなどにより、企業の状況に応じた開示を可能とする。

さらに、連結財務諸表の開示について、適時開示ルールなども踏まえ、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合、決算短信等の開示時点では行わず、開示可能になった段階で開示することを認めることが提言されている。

ただし、本報告書では、こうした見直しは、企業の状況に応じた早期開示を可能とするためのものであるため、企業が連結財務諸表の開示を行わない場合には、任意の形で投資者が必要とする財務情報を提供することが期待される（注五）、また、開示が可能になった段階で早期に連結財務諸表を開示することが適当であるとされている。

### ② 事業報告・計算書類

経団連では、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」（平成二八年三月九日公表。以下「経団連ひな型」という）として、事業報告・計算書類等のひな型を提供しているが、経団連ひな型と有価証券報告書との間には、同種の記載事項について記載を求める内容に差異が生じている部分があり（注六）、上場会社からは、事業報告・計算書類と有価証券報告書の記載内容を共通化できるようにすべきとの指摘がある。

事業報告・計算書類の開示内容を規定している会社法施行規則および会社計算規則は、各書類の様式や事業報告に関する記載の詳細については定めていないため、本報告書では、経団連ひな型に即していなくても、会社法施行規則および会社計算規則の記載事項と有価証券報告書の記載事項に共通の記載を行うことが可能であることを明確化することが適当とされている。また、これにより、事業報告・計算書類で記載

した内容を参照して有価証券報告書に記載し、あるいは有価証券報告書で記載する内容を参照して事業報告・計算書類に記載することで、両者を実質的に一体化して作成・開示することがより容易となり、さらには、開示時点を合わせることににより、両者を一体の書類として開示することもより容易となることも提言されている。

③ 有価証券報告書

本報告書では、有価証券報告書につき、より体系立ったわかりやすい開示が行われるよう、次のような整理・合理化を行うとともに、対話に資する開示内容の充実を図ることが提言されている。

ア 経営方針等の記載の追加

決算短信で記載を削除することとした経営方針については、投資者の投資判断に必要かつ重要な情報であり、対話に資する情報でもあるため、有価証券報告書に記載することで開示内容を整理し、たとえば、「対処すべき課題及び経営方針等」として、現行の対処すべき課題に加え、経営環境および経営方針・経営戦略等の記載を求める。

イ 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載の合理化と対話に資する内容の充実

現行の有価証券報告書では、(i)「業績等の概要」として、業績およびキャッシュ・フローについて分析的に記載すること、(ii)「生産、受注

及び販売の状況」として、生産、受注および販売の実績等を記載すること、(iii)「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」

(Management Discussion and Analysis。以下「MD&A」という)として、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析など、財政状

態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という)の状況に関する分析・検討内容を記載することが求められている。これ

らの項目は、その時々が必要に応じて追加してきたものであるが、現在の開示の状況を見ると、その内容に重複している部分があるとの指摘や、特に、わが国の企業のMD&Aは、ひな

型的な開示となっており、付加価値に乏しいとの意見がある。

こうした意見も踏まえ、内容が重複している部分の合理化を図りつつ、これらの項目で本来

意図されていた開示をより充実させ、より体系立ったわかりやすい開示を行うことで対話に資

するよう、次のような手当てを行う。

・ 「MD&A」、「業績等の概要」および「生産、受注及び販売の状況」を統合し、「MD

& A」に、経営成績等の状況（生産、受注および販売の状況を含む)の概要と、経営

成績等の状況の分析・検討内容を記載す

る。

・ 経営成績等の状況の概要の記載に当たつ

ては、事業全体およびセグメント別の経営

成績等の客観的な状況（実績値）を記載する。

・ 経営成績等の状況の分析・検討の記載に当たっては、経営者の視点から企業情報を

具体的に、かつ、わかりやすく開示するとい

うMD&Aの目的に沿ったものとなるよう、事業全体およびセグメント別の経営成

績等に重要な影響を与えた要因について経営者の視点による認識と分析などを記載す

る。また、その際、中長期的な視点からの投資を促す観点から、経営者が、経営方

針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして、経営成績等をどのように分析・評価し

ているかを記載できることを明確にする。

ウ 新株予約権等の記載の合理化

「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」および「ストックオプション制度の内容」の欄については、現時点における開示の要請を踏まえ、各欄を統合して開示項目を合理化す

る。

④ その他共通化できる項目

有価証券報告書の「大株主の状況」に関し、所有割合の算定の基礎となる発行済株式から自己株式を控除することで事業報告との共通化を図ることが適当とされている（注七）。

3 対話の促進に向けた開示の日程・手続のあり方

(1) 対話の促進に向けた開示・株主総会日程のあり方

コーポレートガバナンス・コードでは、上場会社は、株主との建設的な対話の促進や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮して、株主総会関連の日程を適切に設定すべきであるとされている。また、上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ適確に提供すべきであるとされている(コーポレートガバナンス・コード補充原則一―二①、一―二②)。この点に関連して、機関投資家等からは、有価証券報告書の株主総会前における開示や、株主が十分な議案の検討期間を確保できるような株主総会の日程設定等を進めるべきとの指摘がある。

本報告書では、こうした指摘や国際的な動向を踏まえ、わが国の上場会社が自らの判断により株主との建設的な対話を充実させるための取組みを進めていくことが望まれる旨が述べられている。また、上場会社のこうした取組みを後押しする観点から、株主総会に係る開示の日程・手続について自由度を向上させることが必要であるとされている。このため、(2)および(3)で後述するように、株主総会日程の柔軟化を図るため、たとえば三月決算の会社が株主総会を

七月に開催する場合に支障となり得る開示書類の記載を見直すことや、事業報告・計算書類等の電子化を進めることにより、これらの書類の作成・監査の時間を確保しつつ、株主総会議案の十分な検討期間の確保につなげていくことが提言されている。

(2) 株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し

会社法上、株式会社が定めることができる基準日は、株主が当該基準日から三カ月以内に行使用できるものに限られるとされていることから、たとえば三月決算の会社が七月に株主総会を開催しようとすると、議決権行使基準日を四月以降(決算日より遅い日)とする必要がある。他方で、有価証券報告書および事業報告では、決算日における「大株主の状況」および「上位一〇名の株主の状況」を記載することとされている。そのため、三月決算の会社が七月に株主総会を開催する場合、議決権行使のために基準日における株主を確定するのは別に、大株主の状況等を開示書類に記載するために決算日における株主を確定しなければならず、全体として企業の事務負担が増加するおそれが指摘されている。

本報告書では、このような事務負担が生じないようにする観点から、議決権行使基準日を有価証券報告書および事業報告における大株主の状況等の記載時点にできるようにすること(注

八)が提言されている。

(3) 事業報告・計算書類等の電子化の促進

現行制度上は、株主の事前同意がない場合は、電子的に提供可能な書類は、事業報告・計算書類等のうち、株主資本等変動計算書・個別注記表など一部の書類に限られている。

本WGでは、事前の同意なしに電子的に提供可能な書類の範囲を拡大し、事業報告・計算書類等の電子化が進めば、印刷に要する時間を短縮でき、株主総会議案の十分な検討期間の確保や事業報告・計算書類等の作成・監査の時間の拡大につながるなどのメリットがあるとの意見が出された。他方、デメリットとして、対象範囲や方法によっては、個人の議決権行使率の低下やデジタルデバイス(情報格差)の問題を招くおそれがあるとの意見が出された。

これらの意見を踏まえて、本報告書では、事前の同意なしに電子的に提供可能な書類の範囲を拡大することが望ましいが、デメリットに対しては各企業や株主の状況に応じた配慮が必要と考えられるとされている。

三 非財務情報の開示の充実

非財務情報には、経営方針・経営戦略やMD & Aなどのほか、ガバナンスや社会・環境に関する情報などさまざまな情報が含まれる。近年、企業のガバナンス強化に向けた取組みの進

展や社会・環境問題への関心の高まりなどにより、これらの非財務情報に対する関心がさらに高まっている。

有価証券報告書では、公益または投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載することが求められており、たとえば、社会・環境問題が発行体の事業や業績に重要な影響を与える場合には、有価証券報告書のMD&Aや事業等のリスクの欄などで当該事項の開示が求められている。また、近年、証券取引所において、コーポレート・ガバナンス報告書によりガバナンス情報の開示が拡充されていることに加え、投資者等のステークホルダーのニーズに応えるため、多くの企業が、CSR（企業の社会的責任）報告書や環境報告書等、多様かつ専門的な非財務情報を開示するようになってきている。

本報告書では、このような非財務情報については、今後とも、ステークホルダーのニーズに応じて企業の創意工夫を生かした開示を行っていく観点から、任意開示を充実させていくことが考えられるとされている（注九）。

なお、本報告書では、非財務情報の内容によつては、制度上、開示を義務づけるべきものが出てくることも考えられるため、開示を義務化すべき情報についての考え方を整理しておくことも重要であるとされている。この点について、本報告書では、今後、非財務情報の開示を明示的に義務づけるかどうかを検討する場合に

は、①投資者の投資判断に真に必要な情報であるか、②当該情報が証券市場において浸透し、投資者が誤解なく利用できるものとなっているか、③開示を求めることにより開示企業が負担するコスト、投資者等による情報の獲得と評価のために負担するコストなど、市場全体としてのコストが過大とならないか、④開示を求めることにより、開示企業が萎縮し、全体として情報開示の質と量が低下することにならないか、⑤他の法律により、開示が要求されているか、などの要素を総合的に検討する旨が提言されている。

また、企業情報へのアクセスの利便性を向上させる観点から、投資者等には、複数の開示書類で開示されている情報を一つにまとめてわかりやすく提供してほしいとのニーズがあると指摘されている。本報告書では、各企業が任意開示を充実させていくに際しては、こうしたニーズに応えるために、たとえば、複数の開示書類の情報を一つの書類に統合する方法や、同一のウェブページ上に複数の開示書類へのリンクを体系的に掲載する方法など、情報の提供方法について創意工夫を発揮することが重要であるとの考え方が示されている。

#### 四 その他の提言

##### 1 単体財務諸表におけるIFRSの任意適用

わが国では、金融商品取引法における連結財務諸表を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成し提出している企業であっても（注一〇）、単体財務諸表は日本基準に基づいて作成する必要があるが、一部の上場会社からは、単体財務諸表や会社法上の計算書類についてもIFRSに準拠して作成することを認めてほしいという要望が寄せられている。そこで、本報告書では、単体財務諸表におけるIFRSの任意適用について、配当等に係る財源規制や課税上の取扱いなどの他の制度において必要な手当ても含め、上場会社等のニーズも踏まえながら、関係省庁において検討が進められることが望まれるとされている。

##### 2 情報の公平・公正な開示についてのルールフェア・ディスクロージャー・ルール

企業情報の開示が、証券市場に対して公平・公正に行われることを確保するため、欧米諸国においては、企業またはその関係者が公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に、原則として当該情報を同時に他の投資者にも提供

することを求めるルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）が導入されている（注一）。

他方、わが国にはこれまで同様のルールは置かれてこなかった。その背景として、従来、わが国においてはフェア・ディスクロージャー・ルールの導入を必要とするような問題が顕著な形では発生していないとの指摘もあったところである（注二）。これに対し、本報告書では、①近年、企業の内部情報を顧客に提供して勧誘を行った証券会社に対する行政処分の事案において、上場会社が当該証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供していたなどの問題が発生していること、②外国投資家などから、主要国の多くが情報開示の公正性・透明性の観点からフェア・ディスクロージャー・ルールを導入しており、同様のルールをわが国においても導入する必要があるのではないかと指摘があることといった状況の変化を指摘し、フェア・ディスクロージャー・ルール導入に向けて、具体的に検討する必要があると提言されている。

その上で、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入については、(i)企業が情報を提供することに消極的になるのではないか、(ii)報道機関やアナリストによる正当な取材活動等が困難になるのではないか、との指摘もあることから、本報告書では、こうした指摘についても十

分に考慮した上で、諸外国における実務も踏まえつつ、フェア・ディスクロージャー・ルールの具体的な制度設計のあり方について検討することが必要であるとされている。

### 3 中長期的な視点からの投資判断

企業による情報開示を、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上につなげるためには、企業が開示した情報が、投資者による中長期的な視点からの投資判断に活用されていくことが重要であるところ、本報告書では、こうした情報活用を促進する取組みの例として、①「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における、機関投資家による投資先企業との対話や議決権行使のあり方等に関する議論の実施、②日本証券業協会等による、個人投資家に対する中長期的な視点からの投資に関する教育の一層の拡充、などが考えられるとされている。

### 五 おわりに

以上が、企業と株主・投資者との建設的な対話の促進に向けた情報開示のあり方についての本報告書の概要である。今後、金融庁をはじめとする関係者において、本報告書の提言の実現に向けた作業が進められることになるう。

本報告書が指摘するように、企業と株主・投資者との建設的な対話を促進していくためには、開示制度の利用者たる企業や株主・投資者等を含めた関係者における継続的な取組みが不可欠である。

本稿が、そうした取組みの一助となれば、著者一同にとって望外の喜びである。

（注一）米国においては、早い時期に自由な様式で作成したアーニングリリスを公表し、その後、株主総会までに十分な期間を置いて、証券法に基づく詳細な年次報告書を開示するとともに、年次報告書をもとに作成した株主総会資料を提供している。また、欧州（英、仏、独）においては、同様に、早い時期に自由な様式で作成したアーニングリリスを公表し、その後、会社法に基づく株主総会資料と証券法に基づく年次報告書を事実上一つの書類として作成し、株主総会までに十分な期間を置いて詳細な情報を開示している。

（注二）東証においては、来年の三月期決算（平成二九年三月期決算）に係る公表時期に間に合うよう、本文の提言を踏まえた取引所規則等の見直しを進める意向を有しているとのことである（本WGにおける静委員発言。http://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/disclose\_wg/gijitoku/20160413.html）。

（注三）四半期決算短信については、現在でも、経営成績・財政状態・今後の見通しの概況の記事は任意である。

（注四）具体的には、継続企業の前提に関する注記、会計方針の変更、セグメント情報（決算短

信のみ)、一株当たり情報(決算短信のみ)など。

(注五) 制度変更に当たっては、その趣旨を踏まえつつ、投資者と企業等との間での対話を通じ、投資者が必要とする財務情報が適時に提供されるようにすることが望ましいとされている。なお、本WGにおいて、四半期報告書は四半期決算短信公表後早期に開示されることから、四半期決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は比較的低い、有価証券報告書は決算短信公表後、開示まで相当の期間があるため、決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は高いとの意見が出された。

(注六) 事業報告における「重要な親会社及び子会社の状況」と有価証券報告書における「関係会社の状況」、事業報告における「当該事業年度の末日における使用人の状況」と有価証券報告書における「従業員の状況」など。

(注七) このほか、本WGでは、事業報告と有価証券報告書の記載内容につき、大株主の状況に関する所有株式数(株主名簿ベースの株式数か、他人名義を含めた実質所有ベースの株式数か)およびストックオプションに関する相違点(役員と従業員を区別して記載するか否か)についても共通化に向けた検討が行われたが、これらについては、両者の開示の目的等の違いを踏まえて、開示事項の一体化のニーズがある場合には両方の記載をすべきこととされた。

(注八) 議決権行使基準日が事業報告の提供よりも後の日となる場合には、議決権行使基準日における大株主の状況を事業報告へ記載することはできず、株主の確定を二回行うことによる事

務負担が生じることには留意が必要である。

(注九) 本報告書では、非財務情報の開示については、欧米各国において開示充実の動きがみられており、こうした動向を注視する必要があるとの指摘があることも踏まえ、引き続き非財務情報の開示のあり方を検討していくことが望まれるとされている。

(注一〇) 平成二八年三月三十一日時点で、一〇九社(上場会社全体の時価総額に占める割合は約二割)の上場会社がIFRSの任意適用を開始または任意適用の予定を公表している。

(注一一) たとえば、米国では、「証券の発行企業等が、その発行企業または発行証券に関する重要かつ未公表の情報を特定の情報受領者に対して開示する場合、意図的な開示の場合は同時に、意図的でない開示の場合は速やかに、当該情報を公表しなければならない」とするルール(Regulation FD)が二〇〇〇年に導入されており、EUが二〇〇三年に公布した市場阻害行為指令(Market Abuse Directive(二〇一六年七月からは、Market Abuse Regulationに移行))にも類似の規定が置かれている。

(注一二) 金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書」——今後の開示制度のあり方について——(平成一七年)一二頁～一三頁。

たはら・やすまさ  
おおたに・じゅん  
おがわ・けいすけ  
ぜんけ・ひろふみ  
はぶか・ひろき  
はまだ・おさむ  
はやし・ゆうすけ